

平成 19 年 8 月 17 日

各 位

東京都渋谷区渋谷二丁目 15 番 1 号
会社名 株式会社アスキーソリューションズ
代表者名 代表取締役社長 田 北 幸 治
(コード 3801・ヘラクレス)
問合せ先 取締役執行役員 雨 宮 哲
管理本部長
(電 話 : 03-4524-6015)

当社株式の監理ポスト割当解除及び改善報告書の徴求に関するお知らせ

当社株式は、平成 19 年 5 月 18 日より監理ポストに割当てられておりましたが、本日の株式会社大阪証券取引所（以下大阪証券取引所）の発表にありますとおり、平成 19 年 8 月 18 日付で、同措置が解除されることとなりましたのでご報告申し上げます。

これまで、株主の皆様をはじめとする関係各位には多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

また、下記の事由にて、改善報告書の提出を求められましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 大阪証券取引所による監理ポスト割当解除事由

ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」に関する有価証券上場規程の特例第 17 条第 1 項第 10 号 a（上場会社が有価証券報告書等に「虚偽記載」を行い、かつ、その影響が重大であると当社が認めた場合）に該当しないと認められたため。

2. 大阪証券取引所による改善報告書の徴求事由

（株）アスキーソリューションズ（ヘラクレスグロース、コード 3801）は、平成 19 年 3 月期の決算集計作業を行なう過程において、期中に発生した特別損失の一部を中間期の損失として計上し、平成 19 年 3 月期中間決算情報について重要な訂正を行った。

このことは、会社情報の管理体制及び情報開示についてのルールの周知徹底といった面で不十分な点が見受けられる等、同社の内部管理体制等に起因するものであると認められる。

ついては、同社は会社情報の開示を適切に行う体制等について改善の必要性が高いと認められることから、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第 23 条第 1 項の規定に基づき、同社に改善報告書を平成 19 年 8 月 31 日（金）までに提出するよう求めることとした。

株主の皆様をはじめとする関係各位には多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたが、速やかに改善報告書を提出するとともに、今後はこのような事態が二度と発生しないよう社内管理体制を強化し再発防止に努めてまいり所存でありますので、今後とも変わらぬご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上